

川崎市病床整備事前協議【公募要項】

令和7年4月1日時点で川崎北部二次保健医療圏において、既存病床数が基準病床数を下回っているため、病床整備事前協議による病床配分を行います。つきましては、次のとおり一般病床・療養病床の公募を行います。（精神、結核、感染症病床は対象外です。）

【参考】 神奈川県調査による川崎北部二次保健医療圏の基準病床数と既存病床数

二次保健医療圏	基準病床数（A）	既存病床数（B）	差引（B－A）
川崎北部	4,279床	4,130床	△149床

1 公募要件

（１）応募資格

病院又は診療所の開設（予定）者であること。

（２）対象区域

川崎北部二次保健医療圏（高津区、宮前区、多摩区、麻生区）全域。

ただし、市街化調整区域の場合は、同医療圏内の既存の医療機関が市街化調整区域を利用して既存施設の増築等を行うものに限る。

（３）応募の対象とする病床機能等

回復期・慢性期機能を担う病床であること（表１）。

（表１）「回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料」

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期	・ 地域包括医療病棟入院料(※) ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ・ 地域包括ケア病棟入院料(※) 又は 地域包括ケア入院医療管理料(※)
慢性期	・ 療養病棟入院基本料 ・ 有床診療所療養病床入院基本料 ・ 障害者施設等入院基本料 ・ 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 ・ 緩和ケア病棟入院料

※ 当該病棟が主に回復期機能を担う場合に限るものとします。

（４）応募病床数

149床を限度とし、希望する病床数にて応募すること。

(5) 公募期間

令和7年8月1日（金）～令和7年9月30日（火）

2 事前協議の申出要件

(1) 法に基づく病院等の開設等の許可申請書を、次に定める期間内に市長に提出することができる場合に限る。

ア 開設等に当たり工事を伴わない場合

原則として申出の翌年11月30日まで

イ 開設等に当たり工事を伴う場合

(ア) 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合

病床配分の決定通知日から1年以内

(イ) 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合

病床配分の決定通知日から2年以内

(ウ) 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合

事業計画で予定する期日

(エ) 前3号に関わらず、市長と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合
調整のうえ必要と認めた期間

(2) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

(3) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

3 評価方法等

関係法令に抵触していないこと及び神奈川県保健医療計画との整合性があることに加え、次の項目（表２）について評価を行う。なお、複数応募があった場合には、各項目について採点を行い、合計得点の高い者から順に病床の配分を行う。

（表２）

評価項目		
1	地域の医療需要との整合性	
	（１）	地域の医療需要との整合性
	（２）	現在の病床稼働状況
2	地域医療連携等の調整状況とこれまでの実績	
	（１）	地域医療連携の状況と実績
	（２）	地域における調整状況
	（３）	入院支援職員の配置など具体的な対応策等
3	運営計画の実現性	
	（１）	開設（予定）者の経営基盤の健全性・安定性
	（２）	事業・資金（返済）計画の妥当性
	（３）	人材確保に関する確実性
4	整備計画の確実性	
	（１）	整備用地確保の確実性
	（２）	建築計画の妥当性

4 配分の決定

（１）優先配分する病床

川崎市内の既存の医療機関に、優先的に配分する。

※ 平成１５年以降に医療施設近代化施設整備事業補助金を受けている場合は、必ず応募の前に、増床の可否について神奈川県健康医療局保健医療部医療課（医療整備グループ）と協議を済ませること。（※医療施設近代化施設整備事業補助金の交付を受けている場合は、増床が認められないことがあります。）

（２）配分決定までの流れ

ア 必要書類の提出

公募要項に基づき、指定された期日までに必要書類を提出する。

イ 評価

川崎市地域医療審議会において、３「評価方法等」の内容及び次の項目に係る確認結果を踏まえ、総合的に評価する。また、応募者へのヒアリングも適宜行う。

- 神奈川県保健医療計画、地域医療構想、川崎市保健医療計画との整合性
- 医療法第25条第1項に基づく立ち入り検査（いわゆる医療監視）における指導・指摘事項への対応状況
- 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が求められる場合の調整状況

ウ 配分案の作成

川崎市地域医療審議会及び川崎地域地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、市長が配分案を作成し、県知事に報告する。

エ 決定

県知事は、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会での意見を踏まえ事前協議の結果を決定する。

5 事前協議の手順

(1) スケジュール

公募期間 ※	令和7年8月1日（金） ～9月30日（火）
質問の受付	受付期限：令和7年8月20日（水） ※期限後2週間以内に回答予定
応募者ヒアリング	令和7年11月頃
川崎市地域医療審議会及び 川崎地域地域医療構想調整会議	令和7年11月～令和8年2月頃
神奈川県保健医療計画推進会議及び 神奈川県医療審議会	令和8年2月～3月頃
事前協議結果の通知	令和8年3月下旬

※ 手続き上、令和7年7月22日開催の第1回神奈川県保健医療計画推進会で承認を経た後に正式決定となります。

(2) 事務連絡票、協議書及び添付書類の配布と質問の受付等

ア 事務連絡票、協議書及び添付書類の配布期間と場所

市ホームページよりダウンロードしてください。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170005.html>

イ 質問の受付と回答

公募要項の内容等に関する質問を下記のとおりEメールで受け付け、川崎市のホームページへの掲載により回答します。

※電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

・受付期限：令和7年8月20日（水）午後5時まで

・質問提出先メールアドレス：40tiiryo@city.kawasaki.jp

件名の頭に「【公募要項質問】」を付けてください。

- ・回答先

URL <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170005.html>

(3) 協議書等の提出

ア 事務連絡票

ヒアリング日時を調整するため、協議書とは別にできるだけ早い段階での提出をお願いします。(ヒアリング日時は、事務連絡票の提出順に決定します。)

- ・提出期限：令和7年8月22日（金）まで
- ・提出方法：Eメール
- ・提出先メールアドレス：40tiiryo@city.kawasaki.jp

件名の頭に「【事務連絡票】」を付けてください。

イ 協議書

- ・提出書類：病院等開設等事前協議書及び添付書類
(正本1部、副本3部の計4部)
- ・提出期限：令和7年9月30日（火）午後5時まで **必着**
- ・提出方法：持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）
- ・提出先：川崎市 健康福祉局 保健医療政策部 地域医療担当

持参の場合	川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎13階 受付時間：平日午前8時30分～午後5時 (正午～午後1時を除く)
簡易書留等の場合	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

※ 公募期間の最終日（9月30日）は、特に受付に時間を要することが想定されるため、早めの提出をお願いします。

(4) 応募者ヒアリングについて

応募書類を基に各応募者へのヒアリングを行います。増床計画に係る責任者を含め、最大3名までの出席をお願いします。ヒアリングに関する詳細は、後日、応募者にお知らせします（事務局によるヒアリングに加え、必要に応じて、検討委員会委員によるヒアリングを実施する場合があります。）。

(5) 事前協議結果の通知

市長は病床の配分案を作成し、県知事に報告します。県知事は、事前協議の結果を決定し、3月末に通知を発出します。

6 その他

回復期機能を担う病床の整備に関しては、神奈川県「回復期病床等転換施設整備費補助事業」の対象となる可能性がありますので、神奈川県健康医療局保健医療部医療課（医療整備グループ）にご確認ください。

〔神奈川県ホームページ〕URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/pub/kaifukuki.html>